

堺市子ども相談所長事務委任規則の一部を改正する規則

堺市子ども相談所長事務委任規則（平成18年規則第47号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

堺市こども相談所長事務委任規則

第1条、第2条（見出しを含む。）及び第3条中「子ども相談所長」を「こども相談所長」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。